

十 十 二 一	十九	八 七 六 五 四	三 二 一	件 成 省	
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	発 行 行 価 格 日	振 替 低 額 單 面 金 額 位	額 最 払 込 行 金 額 法	用 等 替 條 律 行 法 項 及 の び 根 適 そ 拠 記	等 十 令 國 財 務 省 告 示 第 九 十 三 條 す る 行 三 省 。 し 項 令 た の へ 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏
に 金 加 郵 年 十 額 平 す 額 の 振 払 額 え 政 ○ 二 面 成 る の 記 替 い を 、 事 ・ 錢 金 十 。	整 載 法 込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	五 七 額 に 簡 機 用 万 百 面 よ 易 關 を 振 十 債 第 政 六 付 円 七 金 る 生 は 受 替 三 等 一 六 融 回 國 庫 債 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	成 社 条 二 財 十 利 債 第 十 政 六 付 回 國 庫 債 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	三 月 告 日 七 七 關 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏	
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	十 額 引 命 日 け 法 年 の 項 年 資 庫 債 券 大 臣 。 し 項 令 た の へ 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	四 で 受 保 本 る 「 法 振 法 資 債 券 大 臣 。 し 項 令 た の へ 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	三 百 特 行 の い 第 に 第 特 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	千 七 別 と と う 七 關 百 別 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	八 十 會 す し 。 十 す 一 會 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	百 五 計 。 の 五 る 号 計 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	万 億 の そ 規 号 法 。 法 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 險 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	積 の 定 。 律 立 振 の 以 へ 十 昭 百 一 和 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				
込 第 次 業 八 額 五 数 又 の 百 年 倍 は 規 億 七 け 险 銀 も と 律 替 律 金 券 ( 十 年 ) へ 正 十 郎	金 替 適 下 平 一 和 塩 川 利 規 昭 付 定 和 国 に 五 債 基 十 七 年 大 藏				

額面金額の総額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{62}{365}$

十三 初期利子

す 次 そ が 金 と 平  
る 号 の 銀 額 し 成  
期 及 翌 行 を 、 十  
日 び 営 休 支 次 五  
に 第 業 業 払 の 年  
つ 十 日 日 う 算 六  
い 五 に に 。 式 月  
て 号 支 当 た に 二  
同 に 払 た だ よ 十  
じ お う る し り 日  
い へ と 、 算 を  
て 以 き 支 出 支  
規 下 は 払 し 払  
定 、 、 期 た 期

額面金額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

十 十 十  
八 七 六 五

払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
十 銀 金 二 子 、 支 六  
五 行 額 十 を そ 払 月  
年 百 四 支 の 期 二  
一 円 年 払 日 と 十  
月 に 十 う 以 し 日  
二 つ 二 。 前 、 及  
十 き 月 六 各 び  
日 百 二 月 支 十  
円 十 間 払 二  
日 に 期 月  
屬 に 二  
す お 十